

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月21日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	宇部市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/keikaku/bangouseido/dokujiriyo_todokede.html">http://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/keikaku/bangouseido/dokujiriyo_todokede.html</a>

執行機関名 宇部市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第2項、宇部市ひとり親家庭医療費助成要綱によるひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）第1条	宇部市ひとり親家庭医療費助成要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の一部を助成することにより、当該母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇部市ひとり親家庭医療費助成要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	宇部市ひとり親家庭医療費助成要綱第6条第3項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	一 ひとり親家庭医療費の助成対象者である旨の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 ひとり親家庭医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又は保険医療機関等への支払に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	宇部市ひとり親家庭医療費助成要綱第4条第2項(1)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ホ	宇部市ひとり親家庭医療費助成要綱第4条第2項(2)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報